## ○臨時船舶建造調整法

## 1. 案内情報

①手 続 名	船舶の建造又は重要な改造の許可 船舶建造許可事項又は重要な改造の許可事項の変更承認	
②手 続 根 拠	福加建造計可事項又は重要な収造の計可事項の変更承認 臨時船舶建造調整法第2条・第4条第1項 臨時船舶建造調整法施行令第1条・第2条 臨時船舶建造調整法施行規則第1条・第2条・第3条・第4条・第5条 ・第6条・第7条・第8条	
③手 続 対 象 者	造船事業者	
④提 出 時 期	総トン数 2500 トン以上又は長さ 90 メートル以上の鋼製の船舶の建造 (改造) 着手前(建造又は改造許可)	
⑤提 出 方 法	船舶の建造許可に係る申請書を作成し、造船事業者の主たる事務所又は 工場の所在地を管轄する地方運輸局長等を経由し、国土交通大臣へ提出 してください。	
⑥手 数 料	なし	
⑦添付書類・部数	<ul> <li>○船舶の建造の許可添付書類</li> <li>・一般配置図</li> <li>・製造仕様の概要を記載した書面</li> <li>・作業計画を記載した書面</li> <li>・注文者の当該船舶の使用計画を記載した書面</li> <li>・当該建造に係る契約書の写し</li> <li>部数</li> <li>・設計図面、製造仕様書は1部。その他は2部。</li> <li>○重要な改造の許可添付書類</li> <li>・当該改造に係る設計図面</li> <li>・注文者の当該船舶の使用計画を記載した書面</li> <li>・当該改造に係る契約書の写し</li> <li>部数</li> <li>・設計図面、製造仕様書は1部。その他は2部。</li> <li>○許可事項の変更承認添付書類</li> <li>・当該変更によりその内容に変更が生じたものについて、その変更部分を明らかにした図面又は書類部数</li> <li>・設計図面、製造仕様書は1部。その他は2部。</li> <li>(具体的な様式等については、工場等の所在地を管轄する地方運輸局等にお問い合わせ下さい。)</li> </ul>	
⑧申請書様式	船舶建造(改造)許可申請書、 船舶建造(改造)許可事項変更承認申請書 (具体的な様式等については、工場等の所在地を管轄する地方運輸局等 にお問い合わせ下さい。)	
I	1	

②記載要領・記載例 造船事業者の主たる事務所又は工場の所在地を管轄する地方運輸局等へ お問い合わせ下さい。

## 2. 窓口情報

①提	<u></u> Н	<del></del>	先	国土交通省海事局造船課 03-5253-8111	(内線 43-733)
				北海 道 運輸 局海事振興部旅客・船舶産業課	0134-27-7214
				東 北 運 輸 局海事振興部海事産業課	022-791-7512
				関 東 運 輸 局海事振興部船舶産業課	045-211-7223
				北陸信越運輸局海事部海事產業課	025-244-6113
				中 部 運 輸 局海事振興部船舶産業課	052-952-8020
				近 畿 運 輸 局海事振興部船舶産業課	06-6949-6425
				神戸運輸監理部海事振興部船舶産業課	078-321-3148
				中 国 運 輸 局海事振興部船舶産業課	082-228-3679
				四 国 運 輸 局海事振興部船舶産業課	087-825-1185
				九 州 運 輸 局海事振興部船舶産業課	092-472-3158
				沖縄総合事務局運 輸 部船舶船員課	098-862-1454
②受	付	時	間	提出先にお問い合わせ下さい。	
3相	談	窓	口	造船事業者の主たる事務所又は工場の所在地を管轄する地	也方運輸局等

## 3. 手続情報

①審 査 基 準	臨時船舶建造調整法第3条・第4条第2項
②標準処理期間	3 週間
③不服申立方法	(行政不服審査法の規定による。)